

平成 30 年 10 月

テレワークマネージャー派遣事業に係る実施要綱

株式会社NTTデータ経営研究所

(本要綱の目的)

第 1 条 本要綱は、総務省が委託する、平成 30 年度「テレワークマネージャー派遣事業の検証及び効果的な運営に関する調査研究等の請負」業務の一環として実施する、テレワークマネージャー（以下、「マネージャー」という。）派遣事業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(マネージャーの派遣申請)

第 2 条 マネージャーの派遣を希望する企業・団体等（以下、申請団体という。）は、「テレワークマネージャー派遣申請」により、株式会社NTTデータ経営研究所（以下、「運営事務局」という。）に申請する。

(マネージャーの選定確認・委嘱状の作成)

第 3 条 申請団体は支援を希望する場合、運営事務局側にマネージャー派遣を依頼する。運営事務局は候補となるマネージャーと支援依頼内容とを合わせて大凡の日程調整を行い、マネージャーによる支援の内定承諾を得た後に、総務省の承認後、委嘱状を作成する。

(マネージャーの受託確認・委嘱、並びに派遣確定の通知)

第 4 条 運営事務局は総務省より認定（選任の決定）を受けた派遣予定マネージャーを申請団体に通知する。

(申請団体とマネージャーによる派遣実施詳細決定の連絡)

第 5 条 申請団体は支援を依頼するマネージャーに直接連絡を入れ①派遣日時、②開催場所の詳細について調整をする。決定後は速やかに電子メール等により運営事務局に、上記①②を必ず連絡する。事前に日程の情報共有がない場合、当事業での派遣と認めない。

(申請団体による報告)

第 6 条 申請団体は、派遣実施後、事業の成果に関する報告を指定の Web フォームから「テレワークマネージャー派遣事業、実施報告（企業・団体等）」により作成し、派遣実施日の翌日から起算して 1 週間（7 日）以内に運営事務局に提出しなければならない。

(マネージャーによる報告)

第 7 条 派遣対応したマネージャーは、活動の成果に関する報告を指定の Web フォーム「テレワークマネージャー派遣事業、実施報告（マネージャー）」により作成し、派遣実施

日の次の日から起算して1週間(7日)以内に運営事務局に提出しなければならない。

(情報の開示内容および範囲)

第8条 運営事務局はマネージャーの派遣にあたり、マネージャーから申告を受けた基本情報の内、マネージャーの許可を受けた上で、連絡調整に必要な最小限の項目を申請団体の要求に対して開示する。

(情報の利用条件)

第9条 申請団体は、派遣申請の際に知り得たマネージャーに関する情報を当該派遣以外の目的で使用してはならない。

2 マネージャーは業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本事業により知り得た情報は、公にさらされている事項を除き、申請団体の許可なく使用してはならない。

(派遣に係る経費)

第10条 テレワークマネージャーの派遣に係る経費(謝金及び旅費)については、運営事務局より支払う。

2 マネージャーの派遣に係る旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)等に準拠して支払うものとする。

3 マネージャーへの謝礼及び旅費の支払いについては、以下の通り定める。

謝金：支援活動1時間当たり7,900円(源泉徴収10.21%含む)を支払うものとする。ただし、移動や準備等の時間分は支払わないものとする。なお、1日の派遣における上限は47,400円(源泉徴収10.21%含む)とする。

※ 支援にかかる謝金の支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。

旅費：最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費(交通費及び宿泊費)を、運営事務局にて計算した金額を支払うものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、運営事務局への連絡・確認を行うとともに、その時点での最良な経路及び方法によって計算するものとする。

※ マネージャーが謝金又は旅費の一部又は全部を辞退した場合は上記の限りではない。

(派遣回数または日数、時間の上限)

第11条 マネージャーの派遣回数の上限については、一企業・団体の申請に対し、年度内限度は原則3回までとし、1回につき3日間以内(移動日を含まない。)、1日につき6時間以内の派遣とする。また、原則として対面での派遣を実施し、マネージャーが企業等に赴くものとする。ただし、総務省等が特に必要と認める場合はこの限りではなく、派遣のうち1回は対面での会議(打合せ)を必須とするが(相応の理由があれば、Web会議等ICTを利用した支援もみなし派遣として認める。)

(制限回数以上の派遣を求める場合)

第 12 条 前条における制限回数上限の派遣後も、引き続き支援等を受けたい場合、申請団体が個別にマネージャーへ依頼をすることを妨げない。

(マネージャーの委嘱を取り消す場合)

第 13 条 総務省は、マネージャーが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、第 4 条の委嘱（選任の決定）を取り消すことができる。

- (1) マネージャーが、業務上知り得た秘密を漏らした場合
- (2) マネージャーが、業務の遂行を怠った場合
- (3) マネージャーが、業務中に国の派遣者としてふさわしくない行為を行った場合
- (4) マネージャーが、その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行った場合
- (5) マネージャーが、心身の故障のため業務に支障をきたす場合
- (6) マネージャーが、第 4 条の選任時の資質を満たさなくなった場合等、その他総務省が委嘱を取り消す必要があると認める場合

(その他事項)

第 14 条 この実施要綱に定めのない事項について協議が必要となった場合には、運営事務局と協議し、更に協議が必要となった場合は総務省と相談の上、決定する。

附 則

この規定は、平成 30 年 10 月から施行する。